

事 務 連 絡  
平成 2 2 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県 }  
政 令 市 } 補装具費支給担当課 御中  
中 核 市 }

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部  
企画課 自立支援振興室 社会参加支援係

「電動車いすに係る補装具費支給事務取扱要領」の  
電動車いすの対象年齢について

平素より障害福祉行政の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、標記については、多くの自治体より度々質問が寄せられていましたので、下記のとおりQ & A形式で整理しましたので、事務の参考としてください。

記

(問)

学齢時以上を対象とするのはどのような考えか。また、学齢児未満であっても対象としようか。

(答)

1. 電動車いすに係る補装具費の支給は、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることから、身体障害児の身体の状況、年齢、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断していただきたい。

電動車いすに係る補装具費の支給に際しては、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、操作訓練、使用上の留意事項の周知等について格段の指導が必要となる。対象者については、重度の下肢機能障害者であって、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない者等であり、歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者。また、操作ノブ等の操作のほか、メインスイッチ・速度切替、発進・停止、速度調節、直進（直進・蒲鉾・片傾斜道路）走行、S字・クランク走行等その他移動に必要な操作が円滑に行える者が対象となると考えている。

これらを勘案し、「学齢児以上であって、電動車いすの特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。」としているところである。

2. 以上の趣旨を踏まえ、対象児童の年齢のみをもって一律に支給しないことを決定し、申請を却下することは適当でない。